

令和2年度 第3回四街道市市民参加推進評価委員会 議事録

日 時 令和3年3月16日(火)

午後3時から午後4時8分まで

場 所 四街道市役所障害者支援課2階会議室

出席委員：6名 日野委員長、椎名委員、石川委員、小笠原委員、田谷委員、新村委員
職員：鈴木総務部長、常世田課長、大手課長補佐、長谷川情報公開室長、菅原主査、岸田主任主事

傍聴人：0名

—— 日程 ——

1. 開会
2. 委嘱状交付
 - (1) 総務部長あいさつ
・委員紹介
 - (2) 委員長あいさつ
3. 諮問
4. 議事
 - (1) 会議録の発言者明記について
 - (2) 傍聴人の確認、及び傍聴人への資料配布について
 - (3) 各案件審議
5. その他
6. 閉会

—— 1. 開会 ～ 4. 議事(1)～(2)については議事録省略 ——

4. 議事
 - (3) 各案件審議

日野委員長：それでは、議事に入ります。

○議題1 令和2年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価
事務局(菅原)：【資料No.1 四街道市国土強靱化地域計画の策定】の概要及び事前質問への回答について説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長：なお、私からも事前に事務局へ問い合わせをさせていただいたところですが、今回、新型コロナの影響がありましたので、行う予定だったワークショップを中止せざるを得なくなったということで、参加予定だった方に対して行った任意の意見聴取は一定程度、評価できると思いますが、第5号の「その他の方法」には当たらないのではないかということです。代替措置に当たらないのであれば、今回の計画策定については、予算の関係やかなり緊急性も高いという理由に基づいて市民参加手続を省略する旨、ワークショップを中止する告知とともに通知が必要だったのではないかという指摘です。その点を含めて、今後、新型コロナの影響等の危機下において、順当に市民参加手続を進められない状況がありますので、その代替措置や、市民参加手続の方向性も考えていかなくてはいけないと思いました。委員の方々いかがでしょうか。

小笠原委員：任意の意見聴取と第1号の意見提出手続（パブリックコメント）、これは別々に行われたのでしょうか。また、20ページ以降にある提出された意見は、これはパブリックコメントから提出されたものという理解でよいのでしょうか。また、任意の意見聴取で出た意見は、パブコメで出た意見以外の意見はあったのでしょうか。

事務局（菅原）：これらは、別々に行われました。任意の意見聴取は、5月7日付けの参加者あて中止の通知を行うと同時に、その通知の中で、意見がある場合は5月29日まで意見を受け付ける旨を言及しています。それに対し、実施状況シート1にある正式な意見提出手続（パブリックコメント）については、10月21日から11月20日までの30日間行われました。

事務局（岸田）：2点目の20ページ以降の意見についてですが、任意の意見聴取で上がった意見とは別のものとして、原案を示してそれに対して提出された意見となります。

小笠原委員：今回は仕方がないのかなと思いますが、今後はズーム等を用いて市民会議を代替するというお考えについては、いかがでしょうか。今回であれば、人数的に可能だったのではないのでしょうか。

事務局（菅原）：今のところ、現状の形での開催を考えておりますが、コロナ禍に応じて、実現の可能性を検討しなくていけないと思います。

事務局（長谷川）：今後については、対応できるように情報関係部門と相談させていただければと思います。

日野委員長：それでは、本部のコメントにあるとおりで、中止で終わるのではなく、担当課の努力、任意の意見聴取を実施したというところは、計画に反映された部分もあるということで、一定の範囲で評価できる場所だと思います。ただし、いわゆる代替措置に当たらないのであれば、その旨の告知等を行う必要があったという点につきましては、コメントを付けさせていただければと思います。いかがでしょうか。

各委員：大丈夫です

○議題2 令和2年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価
事務局（菅原）：【資料No.2 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.3 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.4 四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

○議題3 令和2年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局（菅原）：【資料No.5 四街道市子育て短期支援事業実施規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

田谷委員：実施しない根拠にチェックが入っていないがこれは、これでよろしいのでしょうか。

事務局（長谷川）：こちらは市民参加手続を実施するものとなりますので、チェックは入らないこととなります。

日野委員長：よろしいでしょうか。それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.6 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.7 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.8 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.9 四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.10 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.11 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

○議題4 令和3年度 市民参加手続の実施予定の評価

事務局（菅原）：【資料No.12 四街道市総合計画の策定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.13 一般廃棄物処理基本計画の中間見直し】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.14 四街道市道路占用条例及び四街道市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。以上で議題についてすべて審議は終了しました。答申文の表現等については、私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

各委員：よろしくをお願いいたします。

日野委員長：ありがとうございます。

3. その他

日野委員長：その他事務局から何かありますか。

事務局（菅原）：次回の委員会は6月から7月を予定しておりますので、改めて日程の調整をさせていただきます。以上です。

日野委員長：わかりました。新型コロナもありますので、感染状況等によってはオンライン会議システムによる開催もあり得ますのでよろしくお願いいたします。その他いかがでしょうか。

新村委員：議題1について、たとえば専門家の意見とか視点が必要なのでは。

事務局（菅原）：担当課による業務委託というやり方において、専門的な意見は取り入れられ、反映されているのではないかと思います。その上で、市民の皆様には、案を示して市民参加手続を行っています。

日野委員長：よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

椎名委員：これからコロナの時代の中で様々な手続きをしていかななくてはいけない、ということだと思います。今回、議題1で任意の意見聴取を実施したということになったわけです。

けれども、あらかじめ、そういうものを想定し、ルールを定めておいてそれに則って行うことにしたほうが、市民の皆様の信頼を得られるのではないかと思います。

日野委員長：市民参加の機会提供という意味では、代替措置を講じる必要があるということですね。

椎名委員：また、ズーム会議について、必ずしもネット環境に明るい人だけではないので、いろいろな状況の中で、そういう人だけしか参加できないというのではなく、その点についてもご配慮いただければと思います。

日野委員長：多様な選択肢がないといけない、というご指摘ですね。ご意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

石川委員：37ページの資料No.6ですが、一部、市民参加手続を実施しなかったことについて、私は問題ないかと思います。緊急性の有無については、その中身が見えるとよいのかなと思います。

事務局（岸田）：補足いたしますと、一部について緊急であったから実施しなかった、またもう一部を緊急ではなかったから実施したということではなく、そのうち市のほうで自由に決められる部分、いわゆる参酌基準と、省令に従わなければならない部分とが混在していました。その参酌基準については、市民参加手続を取るようにとされているので、そのことについて手続を実施したということでありませう。

石川委員：ありがとうございます。

日野委員長：その他よろしいでしょうか。それでは本日の議事については終了しましたので、事務局へお返しいたします。

4. 閉会

事務局（常世田課長）：それでは令和2年度第3回四街道市市民参加推進評価委員会を終了します。

>ありがとうございました。